(別記ノ二)

解雇通告書

貴下ハ當會社ノ他ノ多數從業員諸君ト共ニ大正十四年
十月二十三日突如全體罷業ヲ決行セラレタル處當會社ハ今年
今日迄屢次使者ヲ以テ懇切ナル傳言ヲ為シ諭旨ノ趣旨ヲ
今月二十五日ヨリ就業セラレン事ヲ希望勧告シタルニ不拘當會社ノ迄
ニ就業ノ趣旨ニ従ハズ然レドモ會社ハ尚ホ貴下ノ軽挙ヲ自ラ誡メ慎重ナルニ
從事スルヲ希望シ今月二十六日附勧告ハ依然ト続イテ貴下ニ對シ今
月二十七日ヨリ就業ノ義務アル是一ヶ年勤続ノ精神ニ於テモ
ナルニ拘ラズ無ル事故ニテ至リテモ當日来ノ就業ニ従事セラレザ
ルヲ以テ當會社ハ此上誠意不能持續スル依ッテ當會社ハ本年一月二十六日
以降貴下トノ雇傭契約ヲ解除スルモノナリ此段通告候也

解雇 十一

右及通告候也

大正十五年一月二十七日

天野貴金屬工場

労秘第一七九號

大正十五年一月三十日

警視總監 太田政弘

内務大臣 若槻禮次郎殿
社會局長官 長岡隆一郎殿
京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫
福岡 千葉 埼玉 山梨 群馬 福島
各府縣知事殿
東京地方裁判所檢事正殿

天野貴金屬工場職工同盟罷業ニ關スル件

(第三報)